

派遣労働者に係る労働者死傷病報告書の提出について

派遣先事業者の皆様へ

- 1 労働者が労働災害等により死亡又は休業したとき、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出しなければならないとされていますが（労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条）、**派遣労働者が派遣中に労働災害等により死亡又は休業したときは、派遣先及び派遣元の事業者がそれぞれの事業場を所轄する労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出しなければなりません。**（派遣労働法^{【注1】}第45条第15項）
- 2 **派遣先事業者は、所轄労働基準監督署長に提出した労働者死傷病報告書の写しを派遣元事業場に送付**してください。（労働者派遣法施行規則^{【注2】}第42条）

【注1】労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）

【注2】労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）

派遣元事業者の皆様へ

- 1 派遣労働者に係る労働災害が発生した場合、派遣先事業者は所轄労働基準監督署長に提出した労働者死傷病報告書の写しを派遣元事業場に送付することが義務付けられていることから、派遣元事業者は労働者死傷病報告書を作成するに当たり、派遣先事業場から当該報告書の写しの送付を求め、その内容を踏まえて労働者死傷病報告書を作成してください。
- 2 派遣元事業者が労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出する際には、**派遣先からの労働者死傷病報告の写しを添付・提示する等**により、派遣先から労働者死傷病報告書の写しの送付を受けた事実を明示してください。（お願い）

労働者死傷病報告書の記入に当たっては、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出義務者の区分^{【注3】}」の欄の該当する項目に印を付した上で提出してください。「労働保険番号」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「労働者数」、「事業者職氏名」の欄については、派遣先事業者が当該報告書を提出する場合には派遣先事業場に係る事項を、派遣元事業者が当該報告書を提出する場合には派遣元事業場に係る事項を記入してください。

【注3】平成16年3月からは、労働者死傷病報告の様式が改正され、派遣労働者に係る労働災害については、**派遣先・派遣元の明示や、派遣先事業場名の明記等（別紙）**が義務付けられています。